



# 令和8年度 新潟県臨時的任用職員募集のお知らせ

令和8年4月28日  
長岡地域振興局農林振興部

- 受付期間 随時
- 考査日 受付後、連絡します

新潟県長岡地域振興局農林振興部で勤務する臨時的任用職員（農業職及び総合土木職）を募集します。

- 臨時的任用職員：正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。
- 勤務予定期間：採用日から6カ月間
  - ※ 更新により最長で令和9年3月31日まで延長する場合があります。
  - ※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただいたりすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

## 1 採用人数・業務内容等

職種	人数	業務内容	勤務場所
農業	1人	農業の普及指導等に関する業務	長岡地域振興局 農林振興部
総合土木	1人	土地改良事業に関する設計・積算・工事監理及び各種調査集計等業務	

## 2 応募の要件

### (1) 資格要件

各職種において次の各号のいずれかに該当する人

#### 【農業職】

- ア 大学等で主として農業に関する科目を履修し卒業した人
- イ 改良普及員又は普及指導員の資格を有する人
- ウ 農業に係る民間企業・団体等において、農業に関する職務経験を有する人

#### 【総合土木職】

- ア 高等学校又は大学等で主として土木（工学）又は農業土木（工学）に関する科目を履修し、卒業した人
- イ 土木事業又は土地改良事業に関する設計・積算・工事監理の実務経験を有する人
- ウ 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人

※農業職・総合土木職ともに普通自動車運転免許を保有していること（免許取得後1年以上経過）が望ましい。

## (2) その他

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 3 考査の実施

### (1) 考査日時等

日 時	会 場
受付後、応募者へ電話連絡します。	長岡地域振興局内会議室 (長岡市沖田2丁目173-2) ※面接時間と併せ連絡します。

### (2) 選考考査の方法

項 目	内 容
面接考査 ・受付後に、宣誓書に記名していただきます。	臨時的任用職員として、職務への適性などについて面接を行います。

### (3) 受験にあたっての注意事項

ア 当日は、受付時間までに直接受付場所にお越しくください。遅刻者は受験できません。

イ 黒のボールペン(宣誓書用)を持参してください。

ウ ごみは、各自持ち帰ってください。

## 4 合否の通知

考査実施後、3週間以内に文書で合否を通知します。

## 5 個人情報の提供について

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。

なお、電話による提供はできません。

情報提供できる人	情報内容	提供期間	提供時間	提供場所
選考考査の受験者	選考考査の総合ランク	選考考査の結果(合否)通知日から1か月間(土曜・日曜及び祝日は除く。)	午前8時30分から 午後5時15分まで	長岡地域振興局庁舎3階 農林振興部 庶務課

## 6 勤務の予定期間

採用日から6カ月間

- ※ 更新により最長で令和9年3月31日まで延長する場合があります。
- ※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただいたりすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

## 7 勤務条件

### (1) 勤務時間等

- ア 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
- イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間：正午から午後1時まで）

### (2) 給料

学歴、勤務経験等によって異なりますが、大学卒(22歳)の場合、概ね月額220,000円です。

### (3) 諸手当

- ア 時間外勤務手当及び休日給を支給します。
- イ 期末手当、勤勉手当、住居手当（借家・借間の場合に限る。）及び通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

### (4) その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- （例）・ 職務上知り得た秘密を漏らすこと
- ・ 許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

## 8 申込手続

<p>(1) 申込方法</p>	<p>次のいずれかの方法により、申込書類を下記(4)の申込先まで持参又は郵送してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ハローワークを通じて申し込む場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの</li> <li>(イ) ハローワークから交付される紹介状</li> </ul> </li> <li>イ 県に直接申し込む場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 面接時間を電話で連絡しますので、履歴書には連絡先の電話番号を必ず記載してください。</p> <p>※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用選考考査申込」と朱書きし、必ず簡易書留等確実な方法で送付してください。</p>
<p>(2) 申込受付期間</p>	<p>随 時</p>
<p>(3) 持参の場合の 申込受付時間</p>	<p>午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土・日曜日及び祝日は除きます。</p>
<p>(4) 問い合わせ先 及び申込先</p>	<p>新潟県長岡地域振興局 農林振興部 庶務課 〒940-8567 長岡市沖田2丁目173-2 電話：0258-38-2600</p>

申込先・選考考査会場案内図

